

吉田町監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成29年10月25日

吉田町監査委員 伊藤 利勝

吉田町監査委員 遠藤 孝子

財政的援助団体等監査（公の施設の指定管理者）及び随時監査結果報告書
（別紙のとおり）

財政的援助団体等監査（公の施設の指定管理者）及び随時監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査等の実施期間

平成29年7月3日から平成29年10月10日まで

2 監査の対象

(1) 指定管理者監査

指定管理者名	施設名
社会福祉法人 杉の子	吉田町サービスひまわりの家
ハイナン農業協同組合	吉田町北区いきいきセンター
社会福祉法人 牧ノ原やまばと学園	吉田町総合障害者自立支援施設（あつまリーナ）

(2) 随時監査

所管 福祉課

3 監査の事項及び範囲

(1) 指定管理者監査

平成28年度における公の施設の指定管理に関する事務及びその他の事務

(2) 随時監査

平成28年度における公の施設の指定管理に関する事務及びその他の事務

4 監査等の目的

(1) 指定管理者監査

町が指定管理者に指定した団体における施設の管理に関する事務及びその他の事務について、法令及び各協定書等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした。

(2) 随時監査

指定管理の所管課に対して、指定管理者に関する事務その他の事務の執行が、法令及び各協定書等に基づき、適正に行われているかどうか及び指導監督が適切に行われているかどうかを主眼とした。

5 監査の方法

(1) 指定管理者監査

施設の管理に関する事務及びその他の事務等に係る執行について、

指定管理者に提出を求めた資料及び提示資料を審査するとともに、団体の代表者及び職員から事業内容、経理内容及び指定管理者関係書類についての説明を聴取するほか、質問等により監査を実施した。また、施設の現況を確認するため、施設視察を行った。

(2) 随時監査

指定管理者に関する事務及びその他の事務等に係る執行について、所管課に提出を求めた資料及び提示資料を審査するとともに、課長及び職員から指定管理者に係る事務事業の執行及び指導監督等についての説明を聴取するほか、質問等により、監査を実施した。

第2 監査の結果等

1 吉田町サービスひまわりの家

(1) 監査対象の概要

ア 指定管理者の概要

名 称	社会福祉法人 杉の子
代 表 者	理事長 金杉 紀明
住 所	吉田町片岡 2 8 9 5 番地

イ 指定管理の内容

施 設 名	吉田町サービスひまわりの家
所 在 地	吉田町片岡 2 0 0 2 番地の 2
指定期間	平成 2 4 年 4 月 1 日～平成 2 9 年 3 月 3 1 日
指定管理に係る収支状況	収 入 2 7, 0 2 9, 2 1 0 円 支 出 2 4, 2 7 5, 7 0 2 円 収支差引 2, 7 5 3, 5 0 8 円 (平成 2 8 年度)
利用実績	年間利用者数 平成 2 8 年度 2, 6 1 9 人

ウ 施設の概要

(ア) 名 称	吉田町サービスひまわりの家
(イ) 所 在 地	吉田町片岡 2 0 0 2 番地の 2
(ウ) 建築面積	1 5 5 . 2 6 平方メートル
(エ) 構造規模	鉄骨造平屋建
(オ) 敷地面積	3 5 8 . 0 3 平方メートル
(カ) 竣工年月日	平成 3 年 3 月 2 8 日
(キ) 施設内容	事務室・和室・湯沸所・脱衣所・浴室・トイレ 2 ・ 雑庫

エ 指定管理の業務範囲

基本協定書 第7条

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16項に規定する認知症対応型通所介護及び第8条の2第25項に規定する介護予防認知症対応型通所介護事業の実施に関する事。
 - (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第15条の2第1項第1号に規定する居宅介護(同条第2項に規定する認知症対応型通所介護に限る。)及び同条第1項第5号に規定する介護予防(同条第5項に規定する介護予防認知症対応型通所介護に限る。)事業の実施に関する事。
 - (3) 管理施設の使用許可及び許可の取消しに関する業務
 - (4) 施設の利用料金の徴収に関する業務
 - (5) 管理施設の備品等の管理に関する業務
 - (6) 管理施設の維持管理に関する業務
 - (7) 前号各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げる細目は、仕様書に定めるとおりとする。

オ 収支状況

単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	比較増減 (b) - (a)
指定管理委託料	0	0	0
利用料収入	24,240,000	27,029,210	2,789,210
収入計	24,240,000	27,029,210	2,789,210
人件費	20,421,000	20,351,114	△69,886
事務費	1,813,000	1,710,378	△102,622
事業費	2,500,000	2,212,755	△287,245
その他の経費	0	1,455	1,455
支出計	24,735,000	24,275,702	△459,298
収支差引	△495,000	2,753,508	1,738,104

(2) 監査の結果

ア 指定管理者監査

(ア) 監査の結果

施設の管理に関する事務及びその他の事務については下記、

指摘事項を除いてはおおむね、適正に執行されていた。なお、一部の事項については、口頭注意とした。

(イ) 指摘事項

a 業務報告書について

所管課が報告書の依頼書において、様式を指示しているにも関わらず、指定管理者独自の様式となっている。指示に基づく様式で作成し、提出するべきである。

イ 所管 福祉課

(ア) 監査の結果

指定管理者に関する事務その他の事務の執行については下記、指摘事項を除いてはおおむね、適正に執行されていた。

(イ) 指摘事項

a 業務報告等について

○ 管理運営仕様書 7 「事業報告等について」の規定では、報告書の提出期限は「会計年度終了後 30 日以内」となっているが、基本協定の 60 日以内と矛盾しており、基本協定第 10 条の規定に基づき、管理運営仕様書 7 の規定を 60 日以内と速やかに改定すべきである。

○ 事業報告提出依頼文書において、様式を指示しているにも関わらず、指定管理者は独自の様式で提出している。指示どおりの様式で提出させるべきである。

b 基本協定書と管理運営仕様書との相違について

基本協定書 ・ 業務報告書
管理運営仕様書 ・ 事業報告書

上記のように基本協定書と管理運営仕様書で報告書の名称が異なっているが整合性を図るべきである。

2 吉田町北区いきいきセンター

(1) 監査対象の概要

ア 指定管理者の概要

名 称	ハイナン農業協同組合
代 表 者	代表理事組合長 大石 直司
住 所	牧之原市静波 7 3 番地の 5

イ 指定管理の内容

施 設 名	吉田町北区いきいきセンター
所 在 地	吉田町神戸 2 1 1 7 番地の 1

指定期間	平成24年4月1日～平成29年3月31日
指定管理に係る収支状況	収入 4,889,730円 支出 4,933,736円 収支差引 △44,006円 (平成28年度)
利用実績	年間利用者数 平成28年度 764人

ウ 施設の概要

(ア) 名称	吉田町北区いきいきセンター
(イ) 所在地	吉田町神戸2117番地の1
(ウ) 建築面積	148平方メートル
(エ) 構造規模	鉄骨造1階建
(オ) 敷地面積	1,261.11平方メートル
(カ) 竣工年月日	平成12年12月22日
(キ) 施設内容	いきいきルーム、休憩室、雑庫、事務室兼湯沸所、トイレ3

エ 指定管理の業務範囲

基本協定書 第7条

- (1) 吉田町いきいきセンター設置条例第3条各号に掲げる事業の実施に関する事。
 - (2) 管理施設の使用許可及び許可の取消しに関する業務
 - (3) 施設の利用料金の徴収に関する業務
 - (4) 管理施設の備品等の管理に関する業務
 - (5) 管理施設の維持管理に関する業務
 - (6) 前号各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げる細目は、仕様書に定めるとおりとする。

オ 収支状況

(

単位：円)

項目	予算額 (a)	決算額 (b)	比較増減 (b) - (a)
指定管理委託料	4,507,740	4,507,730	△10
利用料収入	412,000	382,000	△30,000
収入計	4,919,740	4,889,730	△30,010

人件費	2,416,270	2,475,570	59,300
需用費	675,700	571,342	△104,358
役務費	20,000	19,990	△10
報償費	90,000	103,975	13,975
賃借料	598,760	621,208	22,448
車両維持費	377,000	326,501	△50,499
ガソリン代	90,000	93,944	3,944
運営管理費	652,010	721,206	69,196
支出計	4,919,740	4,933,736	13,996
収支差引	0	△44,006	△44,006

(注) 予算額は指定管理者の見積表及び見積書を引用、決算額は指定管理者の訂正後の決算書を引用。

(2) 監査の結果

ア 指定管理者

(ア) 監査の結果

施設の管理に関する事務及びその他の事務については下記、指摘事項を除いてはおおむね、適正に執行されていた。なお、一部の事項については、口頭注意とした。

なお、指定管理者より訂正後の決算書が平成29年10月10日に提出されている。

(イ) 指摘事項

a 指定管理委託料について

見積表で4,507,740円、運営管理仕様書でも4,507,740円となっているが年度協定書では4,507,730円となっている。その結果、10円の差額が生じている。

上記のとおり、指定管理委託料が見積表及び運営管理仕様書と年度協定書で異なっているが運営管理仕様書については年度協定書と同額とすべきである。

b 業務報告等について

事業報告提出依頼文書において、様式を指示しているにも関わらず、指定管理者は独自の様式で提出しているが指示どおりの様式で作成し、提出すべきである。

c 見積表、当初決算書について

見積表では総費用から利用料金を控除項目とし、指定管

理者委託料が表示されているが、当初決算書では収入の部・委託料のみで利用料金の記載がなく「利用料を含む」と表記されているのみである。委託料と利用料金の両建てで記載すべきである。

当初決算書の支出額(費用計)は指定管理委託料と同額となっているが通常ではありえないことではないのか。実績額をもって支出額(費用計)とすべきである。

見積書と当初決算書で内容が同一であるにもかかわらず、相違している科目名(需要費:需用費、報酬費:報償費)が記載されている。整合性を図られたい。

d 備品について

備品について実査を行った結果、備品表では有り则表示されているが現品が確認できないものがあった。適正、的確な備品管理に努められたい。

イ 所管課 福祉課

(ア) 監査の結果

施設の管理に関する事務及びその他の事務については下記、指摘事項を除いてはおおむね、適正に執行されていた。なお、一部の事項については、口頭注意とした。

(イ) 指摘事項

a 指定管理委託料について

年度協定書では4,507,730円となっているが運営管理仕様書では4,507,740円となっている。その結果、10円の差額が生じているが指定管理委託料は年度協定書と運営管理仕様書は同額であるべきである。

b 業務報告等について

事業報告提出依頼文書において、様式を指示しているにも関わらず、指定管理者は独自の様式で提出しているが指示どおりの様式で作成し、提出させるべきである。

c 見積表、当初決算書について

見積表では総費用から利用料金を控除項目とし、指定管理者委託料が記載されているが、当初決算書では収入の部・委託料の記載のみで、利用料金の記載がなく、「利用料を含む」と表記されているのみである。利用料金を記載さ

せるべきである。

当初決算書の支出額は指定管理委託料と同額となっているが通常ではありえないことではないのか。実績額を記載するよう指導監督すべきである。

見積書と当初決算書で相違している科目名（需要費、需用費、報酬費、報償費）が記載されている。整合性を図るよう指導監督すべきである。

d 基本協定書と管理運営仕様書について

基本協定書 ・ 業務報告書
管理運営仕様書 ・ 事業報告書

上記のように基本協定書と管理運営仕様書で報告書の名称が異なっているが基本協定書「第10条 本協定、年度協定及び仕様書の間には矛盾若しくは齟齬がある場合、本協定、年度協定及び仕様書の順にその解釈が優先する。」となっている。従って規定に従い、管理運営仕様書を業務報告書と改正すべきである。

e 備品について

実査を行った結果、備品表では有り则表示されているが現品が確認できないものがあつた。適正、的確な備品管理に努めるよう指導監督に努められたい。

(ウ) 訂正後決算書について

指定管理者から訂正後の決算書が平成29年10月10日に提出され、受理している。

ウ 意見

管理運営仕様書において「事業報告の提出及び様式は、別に定める。」となっており、その都度、指定管理者へ依頼文書をもって指示しているのが現状である。

監査時点では、「事業報告の提出及び様式」は、未制定であつたが制定されるよう要望する。

3 吉田町総合障害者自立支援施設(あつまりーナ)

(1) 監査対象の概要

ア 指定管理者の概要

名 称	社会福祉法人牧ノ原やまばと学園
代 表 者	理事長 長澤 道子
住 所	牧之原市坂部2151番地の2

イ 指定管理の内容

施設名	吉田町総合障害者自立支援施(あつまりーナ)
所在地	吉田町片岡1196番地の1
指定期間	前期 平成25年10月1日～平成28年9月30日 後期 平成28年10月1日～平成33年3月31日
指定管理に係る収支状況	収入 2,683,800円 支出 2,398,294円 収支差引 285,506円 (平成28年度)
利用実績	年間利用者数 平成28年度 13,806人 上記の他、吉田町障害者相談支援事業の利用者数は99人となっている。

ウ 施設の概要

(ア) 名称	吉田町総合障害者自立支援施(あつまりーナ)
(イ) 所在地	吉田町片岡1196番地の2
(ウ) 建築面積	1,041.88平方メートル
(エ) 構造規模	RC造平屋建
(オ) 敷地面積	4,833.51平方メートル
(カ) 竣工年月日	平成22年9月11日
(キ) 施設内容	生活支援室、作業室、洗濯室、パン製造室、喫煙室、 児童クラブ室、地域交流室、相談室、トイレ、 倉庫、 その他施設

エ 指定管理の業務範囲

基本協定書 第7条

- (1) 障害福祉サービス事業の計画及び実施に関する事業
- (2) 地域活動支援センター事業、相談支援事業、障害児放課後児童クラブ事業の計画及び実施に関する業務
- (3) 管理施設の備品等の保守管理に関する業務
- (4) 管理施設の維持管理に関する業務
- (5) 前号各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

2 前項各号に掲げる細目は、仕様書に定めるとおりとする。
 なお、障害児放課後児童クラブ事業及び相談支援事業は平成29年3月31日で終了している。

オ 収支状況

(

単位：円)

項 目	予算額 (a)	決算額 (b)	比較増減 (b) - (a)
前期指定管理委託料	1,250,800	1,250,800	0
後期指定管理委託料	1,433,000	1,433,000	0
収入計	2,683,800	2,683,800	0
需用費	856,000	702,287	△153,713
役務費	1,786,093	1,696,007	△90,086
使用料及び賃借料	41,880	0	△41,880
支出計	2,683,973	2,398,294	△285,679
調整(100円未満切捨て)	△173	0	173
支出計(調整後)	2,683,800	2,398,294	△285,506
収支差引(繰越金)	0	285,506	285,506

(2) 監査の結果

ア 指定管理者

(ア) 施設の管理に関する事務及びその他の事務についてはおおむね、適正に執行されていた。

イ 所管課 福祉課

(ア) 指定管理者に関する事務その他の事務の執行についてはおおむね、適正に執行されていた。

以